

特定販売の業務概要

使用する通信手段 (該当するものに丸をつける。) (その他に丸をした場合は具体的な記載をする。)	電話・ファックス・インターネット・メール・ その他()
販売する医薬品の区分 (該当するものに丸をつける。)	指定医薬品 ・ 指定医薬品以外の医薬品
医薬品に係る広告に申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときはその名称	
特定販売を行おうとする医薬品についてインターネットを利用して広告するときは、主たるホームページアドレス (使用する通信手段でインターネットに丸をした場合は必ず記載する。)	